

# 第25回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成17年1月27日(木)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

## 第25回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日 平成17年1月27日(木)  
 会場 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール  
 開会 午前 9時30分  
 閉会 午前11時40分

出席者

・ 会長

土井 喜美夫

・ 委員

松川 昭

阿部 純 孝

齋藤 賢 仁

武者 賢 三

太田 実

神山 庄一郎

千葉 貞 雄

渡邊 養 一

小出 正 夫

山下 壽 郎

高橋 左 文

藤本 忠 夫

山下 三和子

生出 太一郎

橋浦 清 元

三浦 總 吉

阿部 仁 州

大橋 邦 雄

今井 多 貴子

平塚 義 兼

若山 憲 彦

西條 一 正

酒井 一 郎

高橋 冠

佐藤 健 児

佐藤 功

武山 吉 夫

千葉 五 郎

武山 松 義

木村 富士男

渥美 義 孝

遠藤 銀 一

阿部 敏 男

萬代 壽 一

石垣 仁 一

松田 孝 志

・ 幹事長

若山 俊 治

・ 副幹事長

佐藤 文 志

本木 忠 義

欠席者

・ 委員

なし

事務局職員

木村 耕 二

植松 博 史

鈴木 文 也

石川 文 彦

木村 義 則

多田 恭 子

斎藤 峰 好

阿部 浩 樹

遠藤 正 啓

佐々木 康 夫

阿部 陽 一

高橋 真

大塚 智 也

菅原 由 行

高橋 修 司

高橋 晃

及川 武 彦

佐々木 道 幸

佐野 進

説明要員

大槻 英 夫

今野 拓 司

阿部 元 信

阿部 嘉 明

## 議事日程

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議 事
  - (1) 報告事項
    - 報告第77号 石巻地域合併協議会委員及び事務局職員の変更について
    - 報告第78号 市町の廃置分合に係る総務大臣告示について
  - (2) 調整結果報告事項
    - 調整結果報告第14号 地域審議会の取扱い(協定項目6)について
    - 調整結果報告第15号 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目7)について
    - 調整結果報告第16号 特別職の職員の本職の取扱い(協定項目11)について
    - 調整結果報告第17号 一部事務組合等の取扱い(協定項目14)について
    - 調整結果報告第18号 使用料・手数料の取扱い(協定項目15)について
    - 調整結果報告第19号 補助金・交付金等の取扱い(協定項目17)について
    - 調整結果報告第20号 介護保険事業の取扱い(協定項目21)について(その2)
    - 調整結果報告第21号 消防団の取扱い(協定項目22)について
    - 調整結果報告第22号 納税関係事業の取扱い(協定項目25-5)について
    - 調整結果報告第23号 交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)について(その2)
    - 調整結果報告第24号 窓口業務の取扱い(協定項目25-8)について
    - 調整結果報告第25号 保健事業の取扱い(協定項目25-9)について
    - 調整結果報告第26号 病院・診療所の取扱い(協定項目25-10)について
    - 調整結果報告第27号 高齢者福祉事業の取扱い(協定項目25-12)について(その2)
    - 調整結果報告第28号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について
    - 調整結果報告第29号 保育事業の取扱い(協定項目25-14)について
    - 調整結果報告第30号 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)について
    - 調整結果報告第31号 水産関係事業の取扱い(協定項目25-20)について
    - 調整結果報告第32号 勤労者・消費者関連事業の取扱い(協定項目25-22)について
    - 調整結果報告第33号 下水道事業の取扱い(協定項目25-25)について
    - 調整結果報告第34号 文化振興事業の取扱い(協定項目25-28)について
    - 調整結果報告第35号 社会教育事業の取扱い(協定項目25-30)について
    - 調整結果報告第36号 社会福祉協議会の取扱い(協定項目25-31)について
    - 調整結果報告第37号 防犯関係事業の取扱い(協定項目25-34)について
  - (3) 協議事項
    - 協議第71号 石巻地域合併協議会の解散について
  - (4) その他
    - 今後の石巻地域合併協議会の日程(案)について
- 6 その他
- 7 閉 会

## 1. 開会

司会 開会に先立ちまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料といたしまして、第25回協議会会議資料とその附属資料、本日付けの協議会委員名簿及び事務局職員名簿、具体的調整結果総括表、第24回協議会会議録をお配りさせていただいております。

定刻でございますので、ただいまから第25回石巻地域合併協議会を開会いたします。

## 2. 委嘱状交付

司会 会議に先立ちまして、協議会委員に変更がございましたので、木村事務局長から経緯を御説明申し上げます。

木村事務局長 委嘱状の交付に先立ちまして、経緯等につきまして触れさせていただきます。

既に御案内のように、河北町の高橋公雄委員が去る12月23日死去いたしました。このことから、新たに協議会委員といたしまして渡邊養一さんを推薦いただき、本日付けで委員に就任していただくものでございます。

司会 それでは、新たに委員になられます渡邊養一様に委嘱状交付を行いますので、その場に御起立願います。

(委嘱状交付)

土井会長 よろしくお願いたします。

司会 御着席願います。

以上で委嘱状の交付を終わります。

本日の会議でございますが、委員総数37名全員の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

## 3. 会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井石巻市長から御挨拶を申し上げます。

土井会長 どうも皆さんおはようございます。第25回石巻地域合併協議会を開催するにあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

おかげさまをもちまして、1月17日に石巻地域1市6町の廃置分合にかかる総務大

臣告示が官報に掲載され、これによりまして当地域の合併にかかる法的手続きも完了し、4月1日合併に向けての法的効力が生じることになりました。委員の皆様には、これまでの御尽力に対し改めて厚く感謝申し上げる次第でございます。

本日は、前回に引き続き合併時まで調整するとしている協定項目調整方針の細部の調整結果などを中心に御提案申し上げておりますが、予定の協議会開催が本日も含め残り2回ということで、調整結果報告だけでも24項目の提案をさせていただいております。本日はこのほかに、報告事項や前回の協議で説明を保留しておりました案件の説明も予定しており、提案事項のすべてを御審議いただくにはかなり時間を要することになります。

そこで、本日の協議会の持ち方並びに今後の協議会の開催について、後程、委員の皆様方にお諮りをして議事を進めてまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても最後の詰め協議でございますので、委員の皆様方には特段の御協力をいただきたくお願いを申し上げます。

開会にあたりまして、一言御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

#### 4．会議録署名委員の指名

司会 次に、会議録署名委員の指名でございますが、指名は議長が行うこととなっておりますので、協議会規約第10条第2項の規定により、これからの進行を土井会長にお願いいたします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第4の会議録署名委員の指名でございますが、会議運営規程第7条第2項の規定に基づきまして、お2人を指名させていただきます。

北上町の武山吉夫委員、雄勝町の生出太一郎委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

#### 5．議事

土井議長 それでは議事に入るわけでございますが、先程挨拶でも触れさせていただきましたが、ここで皆様に本日の会議の持ち方についてお諮りをしたいと思います。

本日提案した議事のうち、調整結果報告事項は24件ほどございますが、本日の会議

は、その後の公務を抱えていらっしゃる方もあり、どうしても午前中、12時前までに終えなければならない状況となっております。従いまして、時間となり説明や審議が未了となった調整結果報告事項の案件については、次回の協議会で行うことにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、そのようにさせていただきます。

次回の日程については、本日その他で協議いただくことにしておりますが、2月10日、午前の開催を予定しております。

御意見をいただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、11時30分頃になりましたら次回送りにする案件を決定したいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、次第5の議事に入らせていただきます。

#### (1) 報告事項

・報告第77号 石巻地域合併協議会委員及び事務局職員の変更について

土井議長 はじめに(1)の報告事項ですが、報告第77号 石巻地域合併協議会委員及び事務局職員の変更についてを事務局から報告させます。

木村事務局長 それでは、1ページお開きいただきたいと思います。

報告第77号は、石巻地域合併協議会委員及び事務局職員に変更がございましたので報告するものでございます。

まずはじめに、先程委嘱状の交付がされました規約に定める委員、河北町の渡邊養一さんが本日付けで就任いたしておりますので御紹介申し上げます。

渡邊委員 よろしく申し上げます。

木村事務局長 次に、事務局職員に変更がございましたのであわせて御紹介させていただきます。

1月1日付けで雄勝町、北上町の人事異動によりまして雄勝町の清野 浩の後任に高橋 晃が就任してございます。

高橋事務局員 高橋です、よろしく申し上げます。

木村事務局長 同じく、北上町の佐藤正悦の後任に佐々木道幸が就任してございます。

佐々木事務局員 佐々木です、よろしく申し上げます。

木村事務局員 以上、報告申し上げました。

- ・報告第78号 市町の廃置分合に係る総務大臣告示について

土井議長 それでは、次に進みます。

報告第78号 市町の廃置分合に係る総務大臣告示についてを事務局から報告させます。

木村事務局長 それでは、2ページお開きいただきます。

報告第78号は、昨年11月24日に宮城県知事に申請いたしました石巻地域1市6町の廃置分合について、1月17日付けで総務大臣告示が行われましたので報告するものでございます。

よろしく願いいたします。

土井議長 ただいまの報告について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

## (2) 調整結果報告事項

- ・現在の『石巻市の市章』について
- ・合併に伴う電算システム統合について

土井議長 次に、議事の(2)調整結果報告事項に移りますが、はじめに前回の協議会において要請のありました市章及び電算システム統合関係の資料について、事務局から説明させます。

木村事務局長 それでは、今日お配りの附属資料、こちらの方の1ページお開きいただきたいと思っております。

先の協議会で資料提供の要請がございました、石巻市の市章の由来につきましてはこちらに記載しているとおりでございまして、大変恐縮でございますがこの分につきましては資料の配布のみとさせていただきます。

次に、合併に伴う電算システムの統合につきましては1から記載しておりますが、これまでの経過をおさらいの意味合いも含めましてしたためたものでございます。

行政事務の多くは電算システムに依存しているのが現状でありますことから、合併時に混乱なく住民サービスを提供するために、当協議会といたしましては、任意合併協議会の段階から構成市町の電算システムの現況調査を実施し、合併協議の早い時期に「石巻地域電算システム統合化基本方針」を協議会の承認のもと定め、これまで、

合併時からの安定稼働を最優先としてシステム統合の準備を進めてまいったところ  
でございます。まず、(1)に委託調査の実施状況でございますが、構成市町の電算シ  
ステムの状況把握と課題の明確化、基本的方向性の提示を受けるため、任意合併協議  
会が有限会社インタラクティブに調査業務を委託し実施しております。次に、(2)の  
協議会への提案と承認でございますが、協定項目の「電算システム事業の取扱い」の  
調整方針の中で、基本方針を、平成15年8月の第2回協議会に提案し、10月の第4回  
協議会で確認をいただいているところでございます。この協定項目の調整方針では、  
『電算システムの統合にあたっては、「石巻地域電算システム統合化基本方針」に基  
づき、住民サービスの低下を招かないように調整する』としたところでございます。  
この基本方針の中では、主要電算システム、住民情報系でございますが、これにつ  
きましては、自庁導入・管理運用方式を基本といたしまして、安全性及び確実性を重視  
し、原則として石巻市の既存システム(汎用機)に合併時に統合することとし、他の  
システム、個別システムでございますが、これらにつきましては原則として分科会で  
統合方法を検討していくとしたところでございます。(3)の個別システムの統合方法、  
システム機種選定の検討にあたっては、この基本方針を受けて、住民情報系以外の個  
別電算システムの統合方法を担当分科会で検討したもので、検討の結果、住民情報系  
と連動する「総合福祉システム」「介護保険システム」「健康管理システム」「市営  
住宅管理システム」の4つについては、石巻市のシステムに統合する『1市統合』を  
選択し、同じく、住民情報系と連動する「下水道受益者負担金システム」、そして直  
接合併には関わりませんが1市6町の同一のシステムを採用することとした「戸籍電  
算化システム」これにつきましては、プロポーザル方式によりシステムを選定する、  
としたところでございます。また、住民情報系と連動しない「財務会計システム」、  
「人事給与システム」につきましてもプロポーザル方式によりシステムを選定したと  
ころでございます。(4)の統合事務の執行状況では、各構成市町において、廃置分合  
議案など合併関連議案と同時、あるいは日をおいて合併に伴う電算システム統合費用  
を計上した補正予算と、統合業務を石巻市に事務委託する議案を議会に提案し、11月  
19日まですべての構成市町で議決を受け、石巻市と6町間で、11月24日付けで「電算  
システム統合業務等」の事務委託協議を交わし、石巻市において関係業者と契約を交  
わしシステムの統合事務を進めているところでございます。

3ページをお開きいただきます。

こちらには、2に個別システムにおける各々の統合方法の選択理由を記載してありますが、個別分科会・部会で各業務に適した選定を行ってきた経緯を記載させていただいてございます。なお、こちらにつきましては統合化方法の選択理由をしたためてでございます。御覧いただきたいと思えます。

それから4ページには、3のシステム選定といたしまして、新規開発型のシステム選定につきましては、現時点ではほとんどがプロポーザル方式となっていること、さらには(1)にプロポーザルと競争入札の特徴を含めまして比較、それから(2)にプロポーザルが多い理由、これらを記載しているところでございます。3ページにもございますように、こちらの2でございますが、統合方法の選択理由にもございますが、新規開発とした場合、各分科会・部会においてこのシステムの選定方法のよりどころといたしまして、こちらに記載しておりますプロポーザル方式を1市6町のフラットな協議の中で採用したものでございまして、現時点で進行している状況でございます。

以上、説明とさせていただきます。

土井議長 ただいまの説明について、何か御質問はございませんか。

(神山委員 挙手)

土井議長 はい、神山委員。

神山委員 前々会協議会でもこのことについての発言をさせていただいているわけですが、いろいろと今事務局長から説明のとおり、この内容は概略的な面は分かったわけですが、実務的に4月1日の稼働に対して完璧をきせるということ、この場合はっきり明言していただくことを期待するわけですが、いかがですか。

土井議長 はい、木村事務局長。

木村事務局長 現在、基幹系も含めまして8つの個別システムとも職員の方々には年末年始の休みも返上して出ていただきまして、現在着々と準備を進めてるわけでございます。そういった関係で、4月1日の合併には間に合うという形の中で現在進行してございます。

(神山委員 挙手)

土井議長 はい、神山委員。

神山委員 現在のエレクトロニクスの機器というのは、毎度同じような関連でお話申し上げたことございますが、やはりこのバックアップというものを完全にもってるということが完璧をきしてることになるだろうと。やはり、そういう面までリハーサルと

いうんですか、十分検討のうえ4月1日に対処していただきたい、このように考えております。

土井議長 はい、木村事務局長。

木村事務局長 それらも十分留意いたしまして、4月1日の合併に全力を尽くしていきたいと思います。

土井議長 よろしいですか。

そのほか、何かございませんか。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 今、100条委員会でやってることでございます。詳しくどうのこうのここでやるのではなくて、そちらの結果を待つのが本当だと思いますので、1点だけお聞きしたいと思います。

2ページの(1)で、石巻地域1市6町任意合併協議会がインタラクティブに調査業務を委託し実施した。結局、変な情報いろいろ入ってきて、ここだけちょっと確認したいんですが、法定協に向けて、電算システムの統合に向けるために任意協のときに調査の委託は出している。それが、結果として報告あったわけですね。それが、法定協の方にいつからころっと変わってしまった。つまり、それをほとんど踏襲されなかったというような話がちらちらと聞こえてきておりました。そのところだけ、なんらかの形でなんか法定協いったら変わってしまったんじゃないか、というような話が聞こえてきたんですが、その辺のところをちょっとだけ御説明願いたいと思います。

土井議長 はい、木村事務局長。

木村事務局長 インタラクティブをお願いしている案件につきましては、こちらにもしたためてございますように、システムの現状把握と課題の明確化、そして方向づけにつきましてサポート的をお願いしているわけでございます。ただいまのお話の中で、変わってきたというところでございますが、結論的には変わってはおりません。ただ、分科会でもいろいろ検討しているわけでございまして、その報告につきまして、最初の段階にいただいたたたき台、これを分科会等で摺り合わせして成果品としていただいているものでございまして、その成果品は1つしかございません。そういう意味では、まったくその成果品に基づいて基本方針なりそういうものをつくってございますの

で、特にその成果品に基づいて対応しているというところで御理解いただきたいと思  
います。

土井議長 そのほか、何かございませんか。

(阿部(純)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(純)委員。

阿部(純)委員 ただいまの藤本委員の質問ですけれども、木村事務局長の方が的確に  
答弁されたということでは理解しております。

ただ1点だけ私の方から、そういった補完する立場にはないかもしれませんが、今  
100条委員会の調査の経過の中でぜひ皆さんに知っておいていただきたいのは、そう  
いった当初のいわゆる報告書の最終版を承認するにあたって、請け負われた当該の会  
社がしっかり承認をして、そして最終の報告書に仕上げているという点はぜひ皆さん  
に知っておいていただきたいということでございますので、その辺御承知おきいた  
きたいと思えます。

土井議長 よろしいですね。

藤本委員 はい、終わります。

土井議長 そのほか、何かございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、次に進みます。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

・調整結果報告第14号 地域審議会の取扱い(協定項目6)について

土井議長 次に、調整結果報告第14号 地域審議会の取扱い(協定項目6)についてを  
議題といたします。

企画専門部会長から説明をさせます。

今野企画専門部会長 それでは、企画部会の方から報告させていただきます。

調整結果報告第14号といたしまして、地域審議会の取扱い(協定項目6)について  
調整した結果を報告させていただきますので、4ページの方をお開きいただきたいと  
思います。

具体的な調整方針といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第  
1項の規定に基づく地域審議会を設置しない。以下、今回の調整事項の部分になりま  
すが、ただし、合併後速やかに旧町単位にまちづくりの推進や提言を行う(仮称)地

域まちづくり委員会を設置することとし、設置に必要な条例（案）を合併時まで検討する、といたしまして承認をいただいているところでございます。このたび、（仮称）地域まちづくり委員会条例（案）の具体的調整結果がまとまりましたので、報告いたすものでございます。

まず、5ページから6ページにかけてでございますが、（仮称）地域まちづくり委員会条例（案）についてということで概要を述べておりますが、主な内容といたしましては、3、役割として委員会のもつ役割を（1）から（5）までに掲げており、4、組織の方には委員の定数や選任・構成、それから任期や会議について説明しておりますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

次に、5といたしまして設置条例案について、別紙のとおり、といたしまして7ページから8ページにかけてお示ししております。この条文の主な内容を御説明申し上げますと、第1条は設置規定でありまして、旧6町に地域の均衡ある発展と活性化を図るため地域まちづくり委員会を設置する、こととしております。第2条は、名称及び対象地域の規定でありまして、委員会の名称と対象地域について定めております。第3条は、所掌事務の規定でありまして、新市建設計画の変更に関する事項をはじめ所掌事務を4項目に整理したほか、地域のまちづくり施策の検討を行い、市長に提案することとしております。第4条は、組織の規定でありまして、第5条に規定しておりますものから、20人以内で構成する、こととしております。第5条は、委員の構成と任期についての規定でありまして、任期は2年、としております。第8条の方になりますが、庶務を規定しておりまして、庶務は、各総合支所で処理することとしております。なお、この条例の施行期日につきましては、これまでの合併協議会の経緯、経過を踏まえまして、平成17年4月1日の施行といたしております。また、条文につきましては合併協議会への報告時期にあわせまして、例規プロジェクトの方で検討いたしております。

それから、9ページから12ページにかけましては、地域審議会の取扱い提案資料として、新市における地域自治組織のあり方について（素案）でありますので参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御協議願います。

土井議長 ただいまの報告について、何か御質問はございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 この新市地域まちづくりの設置条例(案)でありますけれども、なんで6町だけにまちづくり委員会をつくりまして、石巻市にはまちづくり委員会はないんですか。

土井議長 はい、今野企画専門部会長。

今野企画専門部会長 これまでの合併協議会の中で、6町におかれましては今後の6町のこれまでの施策なり考え方、基本的な6町の考え方を今後も新市の考え方の中に反映させていくといった意向が、協議会の中で強く要望されてますところでございます。

それに従いまして、6町の意見を新市の施策展開に反映させるといった考えから、6町にのみ地域まちづくり委員会を設置するといったことで協議会の中で調整されてきたところでございます。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 確かに各地域から代表として出ていれば、各地域の意見の取り上げ方はこれは大変重要なのでそういう意見は言われます。だからといって、6町だけのまちづくり委員会というのは変じゃないですか。そうなったならば、石巻市もまちづくり委員会というものは立ち上げなければならないんじゃないですか。それが新しいまちとしての当然の姿ではないですか。

土井議長 はい、今野企画専門部会長。

今野企画専門部会長 当初、先程も申し上げましたように1市6町の施策がアンバランスな部分やら特徴的な部分があるわけでございまして、このまちづくり委員会は明言はしておりませんが10年を目途にこの委員会の方を設置していく考え方でございます。その10年間の間に、1市6町の施策なり考え方がある一定程度平準化するんじゃないかといった考え方の中から、永久的にこのまちづくり委員会を継続していくといった考え方には立っておりませんので、そういう意味で御理解をいただきたいと思えます。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 この場は徹底的に議論し合う場じゃない。これは、合併を進める場だという

ふうに私は認識しているのでとことんの議論はしないです。だけれども、こういう新市スタートするんだよということになって取り組むのであるのなら、6町だけのまちづくり委員会というのはあってはよくないですよ。やはり新しくなるんですから、今現在の石巻市のまちづくり委員会も当然つくらねばならないはずだと思います。でもね、私はここは議会じゃないと思っていますのでとことんの議論はしないですよ。これでやめますけれども。

土井議長 三浦委員からお話ありましたけれども、そのほかございませんか。

(西條委員 挙手)

土井議長 はい、西條委員。

西條委員 このまちづくり委員会条例の中でですね、委員の選任・構成というところでちょっと考え方お聞きしたいと思うんですけれども、まず一つ疑問にあるのは、当該地域において活動する団体から推薦された者の準公選と、この意味が一つ分からないんですね。

それから、この構成で選ばれる人に対する要望といいますか、私たちの特別委員会で合併を検証すると、あるいは今後いろいろ提言活動をしていくということからすると最初の2年ですね、最初の2年はこの合併に真剣に取り組んできた失職する議員、あるいはこの今回合併協議会の委員としてここに参画している多くの委員の中からできるだけ多くの方が選任されるように御配慮いただけないかなというような要望が議会から出ておりましたので、ひとつお願いを申し上げておきたいと思います。

考え方をお聞きいたします。

今野企画専門部会長 この設置条例(案)につきましては、先程説明しましたように4月1日施行することといたしておりますけれども、実際の委員の選任につきましては、新市長就任後、その後、旧6町の意見を反映させながら委員を選任することとしております。従いましてその時点ですね、御要望というふうに受け止めさせていただきますけれども、その御要望を受けた形で選任することで新市長が考えていくものと思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

西條委員 準公選とはどういうことですか。

今野企画専門部会長 準公選につきましてはですね、例えば公のいろんな各種委員会等あるかと思っておりますけれども、そういった中の代表の方とか町内会の会長さんとか、そういったもろもろの準公職といいますかね、そういった方々の中から選ばれるといっ

たことも考えられるということでここに掲げてございます。

土井議長 よろしいですか。

今の要望を取り入れるということでよろしいですね。

西條委員 はい。

( 神山委員 挙手 )

土井議長 はい、神山委員。

神山委員 今、調整結果を報告受けているわけですが、前段の説明の中で我々は今まで地域審議会と、法令に基づく審議会をつくらないと話してきて、それが報告なっているわけですが、現在、今協議しているこの条例の中に地域審議会という文言が入っている。これは言っていることとやっていることが違うんじゃないかと。もし地域審議会を置かないんだとすれば、やはりこの条例の中で地域審議会を本協議会においては今後地域づくり委員会というものに置き換えるとか読み替えるとか、何かあってしかるべきだところ思うんですが、その点いかがですか。

今野企画専門部会長 ただいまの御質問の部分なんですけれども、委員会条例の方にはそういう御指摘のとおり明言してございませんが、その前の前段の部分で、地域まちづくり委員会条例(案)の考え方についてということで、5ページから6ページの中にお示ししてございます。その中で、調整方針の方でもいっております、地域審議会は設置しないと改めてここで説明申し上げまして、それに代わるまちづくり委員会です、これを地域審議会に代わって設置するんですよと、いったん説明を申し上げます。従いまして、この辺の説明を御理解いただきまして、まちづくり委員会設置条例の方を御覧いただければ御理解いただけるのかなという考え方でここに掲載してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

( 神山委員 挙手 )

土井議長 はい、神山委員。

神山委員 言わんとしていることは十分分かるわけですがね、これは10年間というスパンの中で今後やる場合に、今後メンバーが入れ替わったり、新しいメンバーが入るといこと、新しくなるわけですが、その委員がみる場合には、この設置条例なりをみていくわけなんで、今説明のとおり立ち上げの趣旨は我々は分かるわけですが、その点はなんらかの説明を要するんじゃないかと、このように考えているんですが、いちいち前にこのように調整して決めているんだから、これ

はそのような理解のうえでやっていいんだということは参加している人たちは分かっているけれども、これからの時代に分かるのかどうか、そういうことです。

今野企画専門部会長 ただいまの部分は条例部分の説明でございますけれども、条例に伴います規則等でその辺を明確化を図っていきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、牡鹿町長の木村委員。

木村委員 先程の、地域まちづくり委員会の構成の関係で三浦委員からの御意見であります。私もやはりこれは合併によって新しいまちをつくっていこうというふうな住民の意向を吸い上げていく組織だと思っております。そういうときに、当然中心部なので石巻市は黙ってても発展していきんだと、あと6町は黙っているとなかなか発展しないのでこういう組織をつくって、住民の声を吸い上げていきんだというふうな感じにとられますので、これはやはりまちづくり委員会のいわゆる会合をもって、当然意見交換とかあるいは委員長方の、あるいは副委員長方のいわゆる議論というのも当然必要だと思っております。そういうことを考えると、石巻市につくらないというのは私はやはり片手落ちかなと。皆でいいまちをつくっていこうというふうなことで、そのまちづくり委員会同士の議論も必要かと思っておりますので、私は先程の三浦委員の意見に賛成であります。

(小出委員 挙手)

土井議長 はい、小山委員。

小出委員 関連で、私も牡鹿町の木村委員の言われるとおり同感でございます。なにかしら、石巻市を軸にした合併かというようなことありありとここに表れてくるような感じもしますのでですね、やはり1市6町が一緒になって、譲り合ったりすることもあるかと思っておりますので、三浦委員、木村委員の意見に賛成でございます。

土井議長 どうですか、委員の皆様方、再検討してもう一回。

今野企画専門部会長 地域審議会のもともとの法律の中での考え方なんですけれども、地域審議会といったものは、住民意識調査の中でも表れておりますけれども、市の区域が広がるわけでございます。それで、中心部だけがよくなり周辺部との格差が生じるあるいは市役所が遠くなって不便になるといった、住民の不安の部分を解消しようとする目的で地域審議会の制度がもともとあるわけでございます。

ですから、中心部が黙ってても発展するとかという考え方ではなく、まったく逆の部分からの地域審議会の必要性が認められているわけです。たまたま、これまでの石巻地域の合併協議会の中では地域審議会に代わる部分として、もっと機動力のある各総合支所単位にまちづくり委員会を置きましょうといったことで調整されてきたところでございますので、石巻市が黙ってても発展するといった部分とまったく逆の考え方でございます。石巻市にむしろ6町の方をなるべく早く近づけましょうといった考え方で地域審議会のとらえ方でございますので、御理解をいただきたいと思います。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、牡鹿町長の木村委員。

木村委員 だからここで石巻市にもつくて、皆で新しいまちをつくっていこうということで、6町が石巻市に近づけるためにどうだこうだということではなしに、皆でつくっていこうということがいいんじゃないですか。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、桃生町長の平塚委員。

平塚委員 実は、手前どもの町から幹事長が出ておりますので、調整項目に入ったらできるだけ発言をしないように我慢をしようと思っておりましたが、実は私も牡鹿町長の木村委員と同じ意見であります。

私どもの議会ですと、私は新市の顧問にも参与にもならないということで協議会では反対しますということで、このまちづくり委員会の委員長にはなって、やり残した仕事はなんとかして新市の市議会議員あるいは総合支所の支所長と力をあわせて、やり残した仕事は責任を持ってやり遂げたいということ町議会で話をしましたらですね、いつまでもやっていることないから引込めと議会で言われたわけですが、やはりやり残した仕事があるわけですね。これなんとかやりたいと考えております。

やはり、この1市6町にそれぞれまちづくり委員会をつくって、1市6町に横の連絡調整のとれる連絡協議会等をつくって、そこでお互い協議できる場をつくって、あまり不公平ないろんな予算の割り振りにならないようにして、バランスのとれた新市をつくっていくということからすれば、やはりあまり周辺地域だけがさびれるから心配だから6町だけにつくるという考え方でなく、同じ土俵に乗って、お互い連絡調整

をとりながら、協調し合いながらこの1市6町をバランスのとれた新市をつくっていくということからすれば、1市6町につくると、そしてお互い同じ土俵に乗って新市をつくっていくという考え方のもとから立てば、私は牡鹿町の木村委員が、あるいは委員が御発言なされているような1市6町につくるべきだと。そして、連絡調整の場もつくって欲しいと。このように幹事長がまとめた案ではありますけれども、あえてなんとかそういうことで再度調整を図って欲しいと、このようにお願いします。

土井議長 だいたい意見が出たようでございますので、ただ合併協定書等々の文章にはですね、もう既に旧町単位にまちづくり推進や提言を行うというふうに決めているものですから、運用面で少し考え広く、キャパシティーを広くしてやるというような形でよろしいですか。こういうふうにちゃんと協定書に出ているものですから。その辺のところはちょっとあるものでね。ですから。もう一度そういうふうなお考えをもとにですね。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 協定書にはどうと書いてあるんですか。

旧町単位となったとき、石巻市も旧町に入るんじゃ。

(「旧町と書いてある」という声あり)

木村事務局長 4ページに協定書そのままのものが載ってございまして、アンダーライン引いてございますが、ただし、合併後速やかに旧町単位のまちづくりの推進や提言を行う(仮称)地域まちづくり委員会を設置することとし、云々と、このままが協定書に載ってございます。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 これ旧町単位となってますけれども、旧市って、市抜けたんじゃないですか。

(千葉委員 挙手)

土井議長 はい、千葉委員。

千葉委員 このまちづくり委員会を市につくらないということは、以前の合併協議会で市議会の方の方から、市はいらないんじゃないかというような、結局市議会議員の仕事とダブるんじゃないかというようなことで、おそらく市議会の方ではなんか問題にしていますよね、このまちづくり委員会のことを。結局、屋上にまた屋を課せるよう

な格好になるような気がするんで、私はあえて石巻市はいらないんじゃないかと。ただ実際これから運営をしていくわけですから、そのうえで必要なときはまた設置をするということはこれは決してできないことではないと思います。

私は、それよりもこの旧町単位で委員会をつくるわけですがけれども、例えば河北町と北上町を考えた場合に、例えば川向いで向かい合っているわけですよ。そうすると、なにも旧町単位でやる必要はない。要するに、その旧町の垣根を取っ払うことにむしろ私は意味があると思うんですよ。ですからこの委員会を北上町の委員会、河北町の委員会とこれを合同でできるような機会をですね、あるいは雄勝町を含めても結構ですけれどもそういう広範囲の考えで委員会を、そういう会合を持てるようなそういうことを考えて欲しいですよ。

私は、石巻市は石巻市の議員さん方がいないと言っているんで、あとは新しい議員さん方にお任せした方がいいんじゃないかと思えます。

土井議長 どうですか、今のも一理ある。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、桃生町長の平塚委員。

平塚委員 とにかく、再度この協定項目を幹事会の方でもんでいただくということをお願いしたいと思います。

土井議長 それでは、調整結果報告第14号は継続扱いとさせていただきます。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 では、そういうことで幹事長よろしくお願いします。

- ・調整結果報告第15号 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目7)について
- ・調整結果報告第16号 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目11)について

土井議長 次に、調整結果報告第15号 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目7)について及び調整結果報告第16号 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目11)については関連がございますので一括して議題とさせていただきます。

総務専門部会長から説明をさせます。

大槻総務専門部会長 それでは調整結果報告第15号、第16号を御説明させていただきます。

まず、第15号の議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目7)についてでござ

いますが、資料13ページから16ページを御覧いただきたいと思います。

このうち、未調整でございます(4)の報酬の額は、現行の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整する、ということについてでございますが、これは下の欄の具体的調整結果に明記しておりますとおり、当面は石巻市の例によるものとし、新市において市民の代表で組織いたします特別職報酬等審議会に諮問し、決定をする、とするものでございます。なお、現在の石巻市の議員の報酬額につきましては、その下の欄に明示のとおりでございます。これにつきましては、本年4月1日合併時におきます石巻市の人口が17万人規模になりますことから、16ページ上段に参考として掲載してございますが、これら全国の類似団体8団体の平均額と現行の石巻市の報酬額がほぼ同等額となっているものでございます。

次に、調整結果報告第16号 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目11)について御説明をさせていただきます。

資料17ページから29ページを御覧いただきたいと思います。この未調整でございました(3)法令または条例等で定める審議会、委員会等の委員その他非常勤の特別職員は、新市において引き続き設置する必要のあるものについては、構成、定数、任期について合併時まで調整する、という調整項目についてでございますが、ページ中程の具体的調整結果に、別紙のとおり調整した、となっておりますが、この詳細につきましては、23ページから25ページの新市の附属機関等の設置及び運営に関する基本方針を定め、この基本方針に基づき設置をするとしたものでございます。この概要について御説明させていただきますが、まず委員構成の基本的な考え方といたしまして、委員の構成、女性の登用、委員の年齢構成、委員の重複就任の制限、公募による委員の選任の5項目を掲げてございます。また、委員の定数につきましては、原則15人以内、委員の任期は原則2年以内という基本的な考え方も示してございます。各機関の設置時期につきましては、調整方針に係る引き続き設置する必要のあるものにつきましては24ページの6、附属機関等の設置時期の欄にございますとおり、原則として新市長が選挙された後に設置するものとしてございます。ただし一部の項目、この6の  
～ まで掲載してございますが、これに該当する項目につきましては、新市の職務執行者が、合併当初に設置することができるものということができる規定にしてございます。方針案では他に会議の運営、会議の公開についても基本的な考え方をまとめておりまして、新市におきましてはこの方針の考え方を基本といたしまして附属機関等の設置

及び運営に関する指針を定めることとしてございます。なお、委員定数につきましては、原則15名としてございますが、多くの人材や団体から意見を求める必要がある場合には柔軟に対応できるように20人以内などの定数となるものでございます。例えば、本庁管内と各総合支所管内から2名ずつの委員を選任する必要がある場合などを想定しているものでございます。

26ページの一覧表でございますが、これにつきましては、これまで各分科会、部会におきまして附属機関等の整理を行った後に、合併当初に設置の必要性のある審議会等をまとめたものでございます。合計10機関でございます。

27ページから29ページまで掲載してございますものにつきましては、市長選挙後に設置するもので、名誉市民選考委員会、以下、運動公園等建設委員会までの32の機関をまとめてございます。なお、石巻市介護保険運営審議会の任期が3年になってございますが、これにつきましては、この事業の事業計画が3年ごととなっている関係から、委員の任期も3年というふうにしたものでございます。また、民生委員推薦会でございますが、この民生委員推薦会につきましては法令により必ず設置するものでございまして、民生委員法施行令に定める任期が3年となっているものでございます。

以上、合併当初及び市長選挙後に設置する機関は合計で42機関でございます。

なお、石巻地域まちづくり委員会につきましては、先程御審議いただいた別途条例を予定してございますことから、この協議項目からは除いてございますので御理解をいただきたいと思っております。

次に、また18ページにお戻りをいただきまして、調整方針の(4)でございますが、給料及び報酬の額は、現行の額及び同規模の自治体の例を基に合併時までに調整する、というものについてでございますが、具体的調整結果にございますように、まず下の欄でございますが、1の市長と三役については22ページの全国類似団体8市の状況を掲載してございますが、市議会議員同様この類似団体の平均額と現行の石巻市の額がほぼ同等額でございますことから、石巻市の例によるものとし、市議会議員と同様、新市において特別職報酬等審議会に諮問をし、決定する、とするものでございます。現在の石巻市の三役の給料月額につきましては、19ページの表に掲載のとおりでございますので御覧いただきたいと思っております。次に、2の監査委員の報酬については、石巻市の例により調整をする、ということでございますが、ただし、識見を有する者の中から選任する監査委員については、月額100,000円とする、とするものでございま

す。これにつきましては、19ページの 監査委員の欄にございますように、新市において監査委員を3名、いずれも非常勤でございますが3名体制といたしますことから、石巻市の現行の代表監査委員及び議会選出の監査委員は石巻市の例によりそれぞれ月額200,000円及び37,000円とし、新たに任用いたします識見を有する監査委員につきましては、税理士等である一般市民の中から選任すると想定をいたしておりますことから、年間を通じてだいたい監査委員の場合ですと月平均3日間程度の勤務となっておりますことから、石巻市における講師謝金等、大学教授の例でございますが、1回当たりの報酬額を想定いたしまして約月額100,000円となりますので、代表監査委員の2分の1を基準といたしまして月額100,000円とするものでございます。次に、3の行政委員会の委員の報酬額についての調整結果でございますが、これは石巻市の例により調整をし、ただし、選挙管理委員会委員は、日額報酬とし、委員長は15,000円、委員は11,000円とするものでございます。なお、報酬額の算出根拠につきましては、選挙関係委員等の投票管理者が1回当たり12,700円、開票管理者、選挙長が10,700円、投票立会人が10,800円と石巻市の現行どおりの額でございますことから、これらのものとの整合性を図ったものでございます。次に、4、審議会等の附属機関の委員の報酬額についてでございますが、これは石巻市の例により調整する、といたすものでありまして、ただいま御説明を申し上げました、識見を有する監査委員や選挙管理委員会の委員長及び委員以外は市議会議員、市長等三役をはじめすべて現行の石巻市の例といたすものでございます。

以上でございます。

よろしくお願いたします。

土井議長 ただいまの報告について、何か御質問はございませんか。

(西條委員 挙手)

土井議長 はい、西條委員。

西條委員 先日、私どもの合併特別委員会でこの問題につきまして協議したわけでございますけれども、この調整結果報告第15号、第16号に関しまして、財政が大変厳しい中で今回の合併がなされるということございまして、執行者、議会が改革に対する姿勢を示すことが大変重要だということからしますと、ただ単に、高い石巻市に合わすという考え方で果たしていいものかどうか。このことが、あとでいろいろと職員の給与とか考え方に、必ず石巻市の例ということが基本になるわけですから、こ

こをもう少し広く民間の委員さんや多くの委員さんから、ただ単に異議なしでなく、ひとつ考え方を伺っていただきたいと私はそう思います。

土井議長 そのほか、何かございませんか。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 今、桃生町議会副議長の西條委員から出たんで、実はこの議会にしる特別職のこの報酬、石巻市に準ずるとなっていますので、桃生町さんにもあとで聞けば分かりますが、ここに、要は議員の報酬等でなくて一覧表ありますが、これの宿泊料から費用弁償から、この辺のところまで含めて、石巻市の例とするということなんでしょうか。単に月額の報酬が石巻市の例とするなんでしょうか。その辺のところ、まず1点お聞かせ願いたいと思います。

大槻総務専門部会長 議員の旅費等々についてもということですが、あくまでもここにおきましては、報酬額等についてこれまで検討してきた経過でございます。

なお、ベースといたしましては、職員の給与あるいはそういった旅費日当、旅費額等につきましても、これは別途今調整中でございますが、いずれにいたしましても、身分の保障というものが根底に法的にございますので、これらにつきましては大幅な変更はないと、あり得ないということになるかと思いますが、これらにつきましても、細部につきましては今人事分科会の方におきまして職員の給与調整等を行っている最中でございますので、特別職等につきましても現行のとおり新市に引き継ぐというふうになるかと思えます。

以上でございます。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 それで、今桃生町と言ったんですが、この一覧表の中で雄勝町と桃生町だけが別なこと書かれている個所があります。これが、桃生町がやったからということで雄勝町の前の議長が提案しまして、期末手当の加算率の問題で、雄勝町の前の議長のときに、うちの方でも財政今悪いのでということで廃止いたしました。これは石巻市の例に準じるとなりますと0.15の加算率そのまま残るということになります。

これが、実は本町でこの加算率が出たときが平成2年だそうで、そのときの執行部の答弁で、お前の親父がやったんだと言われたんですが、この時代背景みますと、バ

ブルの最盛期のときで官民賃金格差の是正のためにやったと。要は、基本給上げるとあとあと響きますので、年俸でこれを調整したというのがこの加算率の根底だと私は理解しております。

であるならば、今のこの財政状況をみますと、民間の方もガタガタになって、一部上がってきたところもありますが、であるならばこの合併を機にこれをやめてしまったらどうなのかなと思います。実はこれ、本当言うと議員としては出したくなかったんですが、実は民間の方々はこれは全然分からない話でありますので、これがそのままおれば皆さんが承認したという形になります。やはり出すものは出すべきですけど、私とすれば、これは雄勝町でももうやめておりますので、やめてもいいんじゃないかなと思います。これは、あと皆さんの御意見で決めていただければいいので、提案だけはさせていただきます。

大槻総務専門部会長 ただいま御質問ございましたように、これも平成2年から、国の制度に基づいて役職加算率というのが発足したわけでございますが、今御案内のとおり、民間の給与等のベースにしながら公務員についても適用というふうになってきている経過がございます。

それで、なぜ合併当初は石巻市の例により、その後、新市において特別職等報酬審議会云々としたものかというものにつきましては、ただいまの御意見のとおり、役職加算率15%につきましても、部会等におきましていろいろ議論をさせていただきました。ただし、我々職員がこの特別職等の報酬につきまして議論するそのものが、やはり市民の方々の御意見を聞いたうえで、これは当然ながら決める必要がある代物であろうということから、この調整項目の後段に、合併後、特別職等報酬審議会に諮問をするということを加えたものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

土井議長 西條委員、今の話でよろしいですか。

西條委員 要望として。

土井議長 はい、要望としてそれはそのとおりで、民間の委員の方々が入った報酬審議会の場でということでございますので御理解をいただきたいと思っておりますが、それでよろしいですか。

西條委員 はい。

土井議長 そのほか、何かございませんか。

(高橋(冠)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋（冠）委員。

高橋（冠）委員 今回の期末手当の傾斜配分15%ということで、これは職員にも該当されていると思います。21ページでは、四役にも雄勝町と桃生町は現在加算を実施していないということで、1市4町が15%の嵩上げをしている。

ということで、私興味持ちまして昨日資料でちょっと計算をさせていただきました。これを見ますと、議員の方々34名なんですが、15%で嵩上げして期末手当を支給されますと、議員44万5,000円ですから15%加算しますと1人6万6,750円がプラスになりまして、それで計算をしますと、約34名の議員さんで800万円強の加算額が支給されるわけでございます。これは3.5か月の支給でございますので、そういう計算になります。かなりのやっぱり額でございます。これが職員もこれ該当、今桃生町と雄勝町ではやってないと思うんです。これは確か人事院勧告で、役職に対する加算手当ということで、私の記憶では、課長級でもって15%、課長補佐級でもって10%、係長級で5%というような加算の傾斜配分で職員もいただいていると思うんです。これを職員に全部適用させますと、これ億近くの単位になるんじゃないかなとこのようにも思いますので、幸いにいたしまして、今後新石巻市になりましたら行政改革の部署が特別に設けられるということでございますので、これは議員、職員も含めまして行政改革の目玉の1つとして御検討いただきますよう御要望を申し上げたいと思います。

土井議長 はい、分かりました。

要望でよろしいですね。

高橋（冠）委員 はい。

（小出委員 挙手）

土井議長 はい、小出委員。

小出委員 ここで1つ伺っておきます。

行政区長は公務員に準ずるということで私たち今やってきているんですけども、この協定項目には載っていませんけれども、幹事会等で、行政区長の取扱いあるいはその報酬等について検討等がなされているかどうか、区長さん方がこれからどうなるのかなという心配をしている声が大いにあるものですから、この際伺っておきたいと思えます。

よろしくお願いします。

大槻総務専門部会長 行政区長あるいは石巻市におきましては行政委員という制度を

とってございますが、これ1市6町それぞれ任用形態とか考え方が違ってございます。石巻市の場合ですと、非常勤特別職という位置付けで特別職になってございますので、なかなか調整が合併時には難しさがあるということから、消防団もそうなんですが、3年以内に調整をするという考え方で、合併当初におきましては現行のとおりとするというような考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 大変大事な話しているとき区長さんの方の話にずれてしまって、ポイントずれるわけですのもう一回戻しますが、特別職ですね、まずここをやらないと。桃生町でも、私ども四役、それから議員さん方にも御協力いただいてやりましたし、それから職員管理職、今高橋(冠)委員もおっしゃいましたがやりまして、1,850万円ずつ総額浮かしたお金で、年間ですね、ピーチプロジェクト基金が、年間1,850万円ずつ浮かしたんです。それで3年で4,950万円、5,000万円ばかり浮かしているんなことを事業やっているんですけども、区長さんは逆に足さなくちゃいけないですね。やっぱりトップはじめ四役、それから議員の方々、それから職員の管理職、ここからやらなければとつても、とにかく四役、議員の方々からやらなければとつても職員にも協力しろとは言われないわけですので、そういうことで、ここにちゃんと調整方針にかかる具体的調整結果ということでここに謳って折り込んでいただきましたので、どなたが市長になるか分かりませんが、なった方には必ずこれは約束を守ってもらうということで、特別職報酬等審議会に諮問してもらおうと。東松島市では、もう本当はこの協議会で決めているわけですね。ですので、新市石巻市の場合はこういう決め方ですけども、東松島市では協議会でもう決めたと、特別職の分は本当は決めたと決めたわけですけども、新市石巻市の場合はこういうことで先送りということですが、どなたが新市の市長になられるにしても、必ずこれは審議会にかけるということ、みんなでここは申し合わせをして、今日はこれを認めることにしたらいかなものかと思ひますが、今の発言を新聞に書いてもらおうと。マスコミ帰ったでしようかね。ということで、先程桃生町の高橋(冠)委員がものすごいお金が、合併メリットが出ると思ひますのでお願ひします。

以上です。

(橋浦委員 挙手)

土井議長 はい、河南町長の橋浦委員。

橋浦委員 端的にお話しますと、今桃生町長の平塚委員の話が、1つは、ここで決めてしまわないで、ただ方向付けとしてはこの三役等々の報酬は審議会で決めてもらうということで。当然どこの町でもこれは報酬審議会がございます。報酬審議会に提案する場合においては、やっぱり原案は出さなければならない。たぶん、これも1つは原案的になると私は思っていますね。この議論する前に、三役給料はこういう形で行きますよと。あと後に、当然これは条例で報酬審議会決まっておりますから、それを報酬審議会に諮って決定していくんだと。だいたい議案を出せばそういうふうになるのが建前でございますけれども、端的に言いますと、この三役あるいは職員の給料、これは私は逆です。あまり手をつけてしまうと、これは士気が非常に落ちるということで。

私も月給86万2,000円もらっているんです。これ足りないんです。これ飲み屋に行っただけではありませんが、やはりこれは仕事の量によってその報酬というのはあるはずでございますし、それから日本国政そのとおりでございます。国でも、国会議員もなかなかそれについてはあまりやっていないのが事実でありまして、やはりかかっているんです、やっぱり金は。

そういうものの中に、私はこの原案で、このままの形で報酬審議会に諮って方向付けをする。今ここで、あまり職員の給料云々あるいは期末手当云々というものを出すべきではないというふうに私は思っております。新しいまちをつくっているわけございまして、どちらかといえば石巻市の例によるということになりますれば、今度は多い人口になります。むしろこれに嵩上げする可能性はあるのかなとさえ私は思っておりますので、やはりこの際は、この原案どおり私は認めながら、新しい市長の中で新しく出てくるであろう報酬審議会に諮りながら決定をすべきだというふうに私は思っておりますが、これは私の意見でございますのでそういうふうに思っております。

以上です。

土井議長 はい、今出ました意見等々、皆さんの意見を参考にして対処するようにお願いをすることによってよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 調整結果報告第15号、調整結果報告第16号につきましては、御異議なしということで、承認することになりました。

・調整結果報告第17号 一部事務組合等の取扱い(協定項目14)について

土井議長 次に、調整結果報告第17号 一部事務組合等の取扱い(協定項目14)についてを議題といたします。

総務部会長から説明をさせます。

大槻総務専門部会長 それでは、資料の31ページから39ページをお開きいただきたいと思います。

一部事務組合等の取扱い(協定項目14)についてでございます。

まず32ページ、未調整となっておりました、調整方針 石巻地区広域行政事務組合等4団体については、新市において加入することとし、加入手続きについては、関係市町との協議を踏まえ、合併時までに調整をする、という方針に基づきまして、各項目ごとに調整の具体的内容を明示してございますが、順に御説明をさせていただきます。

まず、石巻地区広域行政事務組合でございます。1市6町の脱退及び新「石巻市」の加入については、合併特例法第9条の2を適用し、合併日前に各市町の議会の議決を得ることとし、合併に際しての規約の変更については、構成市町の数の変更と組合議会の議員定数の変更とし、負担金及び事務事業については、新たな構成市町による広域行政事務組合議会において見直しをする、とするものでございます。

次に、石巻地方広域水道企業団でございますが、石巻市の脱退及び新「石巻市」の加入については、合併特例法第9条の2を適用し、合併日前に構成市町の議会の議決を得ることとし、合併に際しての規約の変更については、構成市町の数及び企業団議会の議員定数の変更とする、とするものでございます。

次に34、35ページでございますが、河南地区衛生処理組合でございます。

河南町の脱退及び新「石巻市」の加入については、合併特例法第9条の2を適用し、合併日前に構成市町の議会の議決を得ることとし、合併に際しての規約の変更については、構成市町の数の変更と組合議会の議員定数の変更とする、とするものでございます。

次に、河南町矢本町国民健康保険病院組合でございますが、河南町の脱退及び新「石巻市」の加入については、合併特例法第9条の2を適用し、合併日前に構成市町の議会の議決を得ることとし、合併に際しての規約の変更については、構成市町の変更と組合の名称の変更とする、というものでございます。

次に、32ページの調整方針にお戻りいただきまして、の河北地区衛生処理組合についてでございますが、これにつきましては、調整方針は、合併の日の前日をもって廃止し、新市の事務として行う、としてございますが、調整結果につきましては、34ページ、35ページに掲載してございますが、財産及び職員につきましては、新市に引き継ぐこととする、とするものでございます。なお、この職員につきましては、現在行政職1名、労務職4名の計5名がありますが、その方々も新市に引き継ぐとするものでございます。

次に、33ページ、またお戻りいただきまして、の宮城県市町村職員退職手当組合及び宮城県市町村自治振興センターについては、新市においても加入することとし、加入手続きについては関係市町村及び関係機関との協議を踏まえ、合併時までに調整する、としてございますが、調整結果は36ページ、37ページの、まず宮城県市町村職員退職手当組合でございますけれども、石巻市が平成17年3月1日付けで加入をするために、合併特例法の規定を適用せず、構成各市町は平成17年3月31日付けで当該組合を脱退する議案を各議会に提案し、議決を得て、新石巻市におきましては、平成17年4月1日付けで加入することとし、その手続きにつきましては、市長職務執行者が専決処分をする、とするものでございます。

次に、宮城県市町村自治振興センターでございますが、合併特例法第9条の3の規定を適用いたしまして、新市において加入するものでございます。なお、第9条の3の適用につきましては、合併後6か月以内の手続きというふうになるものでございます。

次に、38、39ページお開きいただきます。

石巻地区土地開発公社についてでございますが、加入手続きについては、関係市町との協議を踏まえ、合併時までに調整をする、という調整方針に基づきまして調整をいたしました内容について御説明をさせていただきます。当該公社につきましては、脱退・加入に関する特例措置は設けられておりませんので、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づく規約の変更手続きによりまして、平成17年3月31日付けで脱退する議案を各市町の議会に提案し、議決を得まして、4月1日付けで新市として加入するものでございます。なお、加入手続きは、市長職務執行者が専決処分をするものでございます。

以上でございます。

土井議長 ただいまの報告について、何か御質問はございませんか。

(阿部(純)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(純)委員。

阿部(純)委員 ただいま大槻総務専門部会長の方から報告がございました。

石巻市議会といたしましても、今般の具体の調整結果につきまして、合併特別委員会におきまして確認ということにさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、こうした具体の調整結果を踏まえまして、先般の協議会の中で、石巻市議会といたしまして、特に広域行政事務組合の関係につきまして3つの附帯意見を付しておったところでございます。

特に、その中の1つでございます議会議員の定数の見直しの件につきましては、先般の幹事会終了後に、1月24日に特別委員会を招集いたしまして、会派間の調整を図りながら、広域行政事務組合の議会議員の定数の関係で精査して集約したところでございます。その結果について、御報告を申し上げたいというふうに思っております。それで、議会議員の定数につきましては15名でということになりました。平等割につきましては、各市町議会選出の議長1名をあてることとし、人口割においては12名の部分で、平等割3名プラス人口割12名を足して計15名の構成人数ということになりました。

それから、あわせて広域水道企業団の関係でございますが、いわゆる石巻市と東松島市で構成されるわけでございますけれども、両市とも議長1名ずつ選出し、残る13名を給水人口割による案分とするという案を支持いたしております。よって、石巻市は議長1名プラス給水人口による案分が10名、東松島市におきましては、議長1名プラス給水人口割による案分が3名ということで、11名プラス4名ということで、これにつきましても定数15名ということで集約になりましたので、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

土井議長 はい、よろしいですか。

そのほか、何かございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 調整結果報告第17号につきましては、御異議なしということで承認することになりました。

・調整結果報告第18号 使用料・手数料の取扱い(協定項目15)について

土井議長 次に、調整結果報告第18号 使用料・手数料の取扱い(協定項目15)についてを議題といたします。

事務局から説明させます。

鈴木調整担当次長 はい、それでは調整結果報告第18号を御説明申し上げますので、41ページをお開きいただきますでしょうか。使用料・手数料の取扱いに関する具体的調整結果につきまして御報告させていただきます。

まず、資料の関係でございますが、42ページから91ページまでは各市町のそれぞれの使用料・手数料の現況、それから調整の具体的内容を記しました資料を添付してございますけれども、かなりのボリュームがありますことから、本日はコンパクトに整理したもので説明したいと思っておりますので、恐れ入ります、93ページをお開きいただきますでしょうか。

93ページをお開きいただきますと、使用料・手数料調整類型一覧表というものが出てまいります。その中で、まず使用料でございますが、使用料につきましては、全部で73項目ございますが、うち19項目につきましては、具体的調整内容の中に、合併時までに調整するとした内容が含まれておりましたので、本日、その合併時までに調整するといった具体的な調整結果につきまして御報告させていただきたいと思っております。資料の中には、合併時までに調整する内容につきましてはアンダーラインを引いてございまして、その具体の調整結果につきましては、下の欄にゴシックで具体調整結果を記してございます。なお、備考欄にある再掲という文字が入ってございますけれども、こちらは同じ内容を、今後報告する個別協定項目の具体的調整結果でも御報告させていただくものでございます。

それでは、一番最初、1、管財分科会所管の貸付料からでございますが、中身としましては、算定基準につきましては、石巻市と河北町を基本として合併時まで調整する、としてございました。その具体的調整結果につきましては、貸付料算定基準につきましては、石巻市の例による、としてございます。

次、認可保育所保育料でございますけれども、こちらの方は、(3)保育料の算定期、納付方法及び減免等については、合併時までに調整する、としてございました。その具体的調整結果につきましては、保育料の算定期は、石巻市の例を基本として合併時に統一することとするが、納付方法は、現行のとおりとする。なお、桃生町が

実施している保育料の減免等は、現行のとおりとし、平成18年度の保育料の改定に併せ、見直しを図る、というものでございます。

続きまして、老人憩いの家等使用料、老人福祉センター使用料、高齢者生活福祉センター使用料につきましては、詳細は合併時まで調整する、としておりましたけれども、具体の調整結果といたしましては、使用料については、当面は現行のとおりとし、多目的集会所施設との整合性を図り、5年を目途に統一できるよう調整する、としてございます。

次の水道料金につきましては、現在調整中でございます。

なお、水道料金につきましては個別の水道事業の取扱いで、その調整結果につきましては今後御報告させていただきたいと思っておりますので、御理解お願いいたします。

次、30番、堆肥センター使用料、こちら河北町と北上町に施設それぞれございますけれども、こちらの使用料、合併時まで調整する、としておりましたけれども、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

次、水産物地方卸売市場施設使用料、こちら石巻市と牡鹿町の施設ございますけれども、こちらの方につきましても、現行のとおりとする、としてございます。

次、33番、寄磯地区集会施設使用料につきましては、当面、現行のとおりとし、多目的集会施設との整合性を図り、5年を目途に統一できるよう調整する、と具体的にしております。

ページをおめくりいただきまして94ページ、水産関係で、漁港占用料・土砂採取料等の使用料でございますけれども、こちらは、基本的に平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から3年間で段階的に統一する。減免措置については合併時まで調整する、としてございました。この具体的調整結果につきましては、新市において段階的に統一する内容につきましては、具体的な調整結果のとおり、とございますけれども、こちら具体的には57ページ、59ページ、61ページに、段階的に調整する具体的な内容を記してございます。それから、合併時まで調整する、としておりました減免措置につきましては、防災・海難防止施設、上水道給水管、消防施設等の市・漁協が設置した公共・公益性の高い施設及び漁港施設と一体となり地域の漁民に広く利用される公共性・公益性の高い施設について減免措置を実施する、としてございます。

次、53番、下水道使用料につきましては、徴収業務について上水道の料金徴収と合わせて行うかどうか合併時まで調整する、としてございましたが、これは上水道と下

水道同時徴収を行うこととする、としてございます。

次、61番、病院関係の行政財産の目的外使用料につきましては、現行のとおりとすると。

それから、次は68番の公民館使用料から73番までのその他のスポーツ施設使用料につきましては、減免基準について、それぞれ合併時まで調整する、としてございました。こちらいずれも具体的調整結果としては、現行のとおり新市に引継ぎ、3年を目途に統一を図る。ただし、国・県が主催して使用する場合は、減免対象外とする、といずれも68番から73番まではしてございます。

次に95ページ、手数料でございますけれども、手数料は全部で201項目でございますけれども、うち35項目につきましては、具体的調整内容に、合併時まで調整する、とした内容が含まれておりました。そこで、本日は、その合併時まで調整した内容について御説明するものでございます。

手数料に関しましては、各市町の現況も入ったもので分かりやすくなっている方で説明したいと思しますので、恐れ入ります、86ページの方にお戻りいただけますでしょうか。こちら現況も入って、具体の調整内容も一目で分かるように整理してございます。

まず86ページ、住民生活分野でございます。住民票の閲覧、こちらにつきましては1名につき300円という具体的調整結果でございます。それから、住民票の写しの交付につきましては1通4人以内300円。1人増すごとに100円加算としてございます。それから、その下の住民票の記載事項に関する証明及びその下の戸籍の附票の写し又は証明書の交付につきましては、いずれも1通300円と具体的に調整してございます。その下の、住民基本台帳のカード交付につきましては1件500円、再交付は500円としてございます。その下、印鑑証明、その下の印鑑登録証の交付、またその下の身分証明につきましては各々1通300円と具体的にはしてございます。その下、不在籍証明につきましては「その他の証明」に含める、ということで整理してございます。それから、埋火葬に関する証明は1通300円としてございます。それから続きまして、それ以降は合併に統一文言で、合併時に統一する、として御了解いただいたものの具体的調整内容でございますけれども、その他の証明事項、こちらは1通300円ということで、ページをおめくりいただきまして88ページ、89ページでございますけれども、戸籍の記載事項証明書の交付、こちら1通450円。除籍の記録事項証明書の交付、こ

ちら 1 通750円。船員手帳の交付又は書換え、こちら 1 通1,950円。それから船員手帳の訂正、こちら 1 通430円と具体の調整結果してございます。

続きまして、環境分野でございます。まず、一般廃棄物埋立処分手数料及びその下の産業廃棄物埋立処分手数料につきましては、現行のとおりとし、河南町については、石巻市の例による。なお、合併後 5 年以内に統一する、と具体的に調整してございます。続きまして、粗大ごみ処理手数料一種、二種、三種でございますけれども、こちらにつきましては、粗大ごみ処理手数料一種は、実施 4 町の例により、500円、二種は実施 4 町の例により、1,000円、三種は実施 4 町の例により、2,000円、としてございます。

続きまして、農林分野。農業振興地域証明書、こちらは石巻市、河北町の例により、300円、としてございます。

続きまして、農業委員会分野、税に関する証明関係でございますけれども、こちらは引き続き農業経営を行っている等の証明書 から、ページをおめくりいただきまして90ページ、91ページの 地方税施行規則附則第 4 条第 2 項の規定による証明書までは、いずれも北上町の例により、300円、としてございます。続きまして、耕作証明関係。まず、農業委員会提出用につきましては、河南町の例により、無料とする。その下の建築確認申請用、その下の県税事務所提出用につきましては、いずれも河南町の例により、300円、としてございます。その下、その他、耕作面積確認用から農耕阻害損失補償確認用、米の登録換え申請用につきましても、いずれも河南町の例により、300円、としてございます。

続きまして、病院分野でございますけれども、予防接種につきましては、薬剤料にそのほか予防接種にかかる実費を加算した額としてございます。それから、自動車事故診療請求単価につきましては、具体的に15円、としてございます。

以上が、使用料・手数料の具体的調整結果でございます。

説明は以上とさせていただきます。

土井会長 ただいまの報告について、何か御質問はございませんか。

( 三浦委員 挙手 )

土井会長 はい、三浦委員。

三浦委員 質問というよりも、ちょっと認識、落ちているものがあるなと思いましたが、93ページの堆肥センター使用料であります、これは河北町、北上町にあります

よという話でありましたけれど、河南町にもありますので、どうぞ心に入れていただければと思います。

それと、手数料とか今まで全然取っていないもの、粗大ごみ処理手数料、河南町、石巻市、牡鹿町、これらが統一されまして、4町の例により1,000円とするとありますけれども、これらはやはりボーンと取るんじゃなくして、3年ぐらいは半分ぐらいとかにならないものかなというような思いもあるので、そんなものはどうなのかなど。

鈴木調整担当次長 こちら、合併時から有料化して統一するというのを、もう住民説明会で説明していることも踏まえまして、各市町この方向で4月から統一するように広報活動に力を入れているところでございますので、御理解頂戴したいと思います。

土井会長 それでは、異議ございませんね。

(若山委員 挙手)

土井会長 はい、若山委員。

若山委員 93ページの保育料の件なんでございますけれども、桃生町の方なんですけど、今保育料の減免ということで第3子から無料ということになっているんです。それが、この平成18年度の保育料の改正にあわせて見直しということは、これはそれを廃止する方向ということなんですか、お聞きします。

阿部保健福祉専門部会長 お答えいたします。

保育料については、桃生町では第3子無料ということでなっておりますが、平成17年度はこのまま現行という方向でいたしますが、平成18年度では廃止も含めまして検討するというので考えております。これはまだ、検討は来年度に検討を行うものでございますけれども、その方向で検討はしていくということで考えております。

(若山委員 挙手)

土井会長 はい、若山委員。

若山委員 廃止の方向でということでございますけれども、今少子化というのがだいぶ進んでおりまして、1.2人といいましたか、女性が生涯生むという数、出生率ですか、ということになりますと、本当に大変な世の中になると思うんです。そのためにも、やっぱり子育てしやすいような環境を、ぜひこの新市石巻市でも体制を整えてもらいたいとそう思うんです。そう考えますと、桃生町のこのすばらしい案を、今やっていることにつきまして、ぜひこのまま発展的に新しい市に取り入れていただきたいとこのように思います。

よろしくお願いたします。

阿部保健福祉専門部会長 平成18年度の改定期には、その意見も踏まえて検討したいと  
思います。

よろしくお願いたします。

土井会長 そのほか、何かございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 調整結果報告第18号につきましては、御異議なしということで承認すること  
になりました。

・調整結果報告第19号 補助金・交付金の取扱い(協定項目17)について

土井会長 次に、調整結果報告第19号 補助金・交付金の取扱い(協定項目17)につい  
てを議題といたします。

事務局から説明をさせます。

鈴木調整担当次長 それでは、99ページをお開きいただきたいと思います。

補助金・交付金等の取扱いに关します具体的調整結果について御報告申し上げます。

まず、補助金につきましては全部で319項目ございましたが、うち52項目につつま  
しては、具体的調整内容に、合併時まで調整する、とした内容が含まれてございま  
したので、本日その具体的調整結果につつまして御報告させていただきます。

まず、100ページをお開きいただきたいと思います。

まず人事分野、8番、職員厚生会補助金でございますけれども、こちら合併時新規  
に再編するとしてございました。そちらの具体的調整結果は、嘱託職員人件費につい  
てはその2分の1を、特別臨時職員人件費につきましては全額補助、システムリース  
料については2分の1、事務経費も2分の1、ソフトボール大会助成については定額  
で5万円、文化関係事業につきましては2分の1、体育関係事業費につきましてはそ  
の2分の1を補助すると具体的に調整してございます。以下、補助名称につつまして  
は、番号での読み上げで省略させていただきたいと思ひます。次、9番、こちらにつ  
つましては、具体的には1人当たり1,000円×参加者数を補助するとしてございま  
す。続きまして、10番につつましては廃止でございます。それから、11番につつましては  
職員厚生会補助金へ一本化してございます。12番につつましては、廃止でございま  
す。ページをおめくりいただきまして102ページ、103ページ。13番につつましては、各支  
部5万円+活動費、こちらは公費支出振替分でございます。それから、本部は10万円

と具体的に調整してございます。14番につきましては、現行のとおり新市に引継ぎ、18年度において統一できるよう調整を図る、とさせていただいております。それから、15番につきましては各会3万円とさせていただいております。17番につきましては、各支部10万円、各分会5万円、連合会本部事務局は100万円としてございます。ページをおめくりいただきまして、消防団関係でございますけども、20番、21番、23番につきましては同じ調整方針でございまして、現行どおり新市に引き継ぎ、団の統合に併せ統一する、とさせていただいております。それから、22番、婦人防火クラブ関係につきましては、石巻市は14万5,000円、各支部、本部1万円、研修費4万5,000円とカッコで書いてございます。それから、河北町は23万4,000円、研修費は4万5,000円増。5町は、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。ページをおめくりいただきまして106ページ、30番、こちらは組織運営、補助制度について一本化する方向で合併時まで調整に努める、としてございましたけども、これまでの組織を支部とした連合組織を設立することとし、現在実施している事業に対する補助については、現行のとおり引き継ぐ。なお、各支部における運営補助については、現行の額を基本に連合組織に一括交付する、とさせていただいております。それから、36番につきましては、助成で行っていた事業については、直営で実施する、としてございます。それから、38番につきましては、中学生海外派遣の個人負担については、経費の半額とする。旅券取得のための費用は全額個人負担としてございます。それから、43番につきましては、協議会組織は、16年度に廃止する、としてございます。それから、44番につきましては、合併後設立される統計協会に対しては、石巻市の例により、新市においても運営費補助金を交付する。また、補助率等についても石巻市の例によるものとする、としてございます。それから、47番、高校通学バス関係でございますけども、これまでの経過を踏まえ、現行のとおり実施することとし、今後の事業のあり方については、新市における総合交通にかかる基本計画の策定の中で調整する、としてございます。ページをおめくりいただきまして、108ページでございますが、82番につきましては、献血推進協議会に対し、献血協力者に対する記念品等について、補助金を交付する、としてございます。84番につきましては、運営費補助金の交付は行わないこととする、としてございます。

続きますのは、社会・児童福祉分野でございますけれども、まず86番につきましては、補助基準額は、委員1人当たり4万3,000円とする、としてございます。87番、

こちらは、当面は、平成16年度の補助金額を基準として補助する、としてございます。それから、88番につきましては、社会福祉協議会運営費補助金に統合する、としてございます。それから、89番につきましては、合併時に廃止する。なお、生活相談事業は、社会福祉協議会の一般相談事業に統合する、としてございます。それから、90番につきましては、災害ボランティア育成事業を補助対象とし、現行の補助金相当額を補助する、としてございます。ページをおめくりいただきまして、110ページ、101番につきましては、当面は現行のとおりとし、新市において検討する、とさせていただいております。102番においては、申し訳ございませんが、新市において調整する、とさせていただいております。

続きましては、高齢者・障害者分野でございます。103番のミニデイサービス支援事業から、こちらにつきましては、ミニデイサービス支援事業については、県の補助基準を基本とし、補助金額については、利用者1人当たり1,180円とする、としてございます。104番、こちら、単位クラブ助成については、35名以上5万円、35名未満3万4,000円とすると。新市においても、継続実施する、としてございます。105番につきましては、連合会助成については、前年度の合計額を基本とする、としてございます。ページをおめくりいただきます。111番、重度身体障害者自動車燃料費給付事業でございます。こちら、まず対象者につきましては、身体障害者手帳1級か2級の方、それから3級の肢体不自由・在宅酸素療法者の方、それから療育手帳A、それから精神障害者福祉手帳1級、カッコでございますけれども、重度身障者医療費助成で定める所得制限と同額の所得制限はございます。助成内容は、タクシー券、初乗り運賃料金相当額、こちら月当たり4枚。それからガソリン券、こちらは18歳以上の身体障害者手帳所持者で家族が運転する場合は、月1,000円、それ以外のは2,000円でございます。それから113番、対象者は、概ね65歳以上の自立者で市民税非課税の方でございます。助成額は、対象経費に100分の90を乗じた額とし、18万円を限度としてございます。続きましては115番、こちらにつきましては111番と同じ内容の具体的調整結果でございます。

続きまして、農業委員会分野。124番につきましては、合併時に廃止する、としてございます。125番につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

ページをおめくりいただきます。続きましては農林分野でございますけれども、

130番は、当面現行のとおりとし、新市において調整する、とさせていただきます。131番は、合併時に廃止する、としてございます。それから、141番の野菜出荷奨励事業補助金から、150番、生産振興総合対策事業補助金につきましては、いずれも具体的調整結果は、当面現行のとおりとし、新市において調整する、とさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして116ページ、水産分野でございます。192番、こちらは、補助金については現行を基本に新市において調整する、としてございます。それから212番、補助金については、各事業の交付基準の整合性を図り、合併後5年以内に段階的に調整する、としてございます。この調整方針の中身につきましては、213番、214番も同内容でございます。それから、215番につきましては、平成15年度以降実績がないことから廃止する、としてございます。260番につきましては、融資額につきましては、一戸につき100万円以内。返済方法は、元金均等償還。融資額、償還回数につきましては、下に記載のとおりでございます。それから、261番につきましては、石巻市の例により統一する。なお、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業も対象とする、としてございます。

最後に、281番、育英会補助金でございます。こちら雄勝町の藤野育英会補助金でございます。こちら町長の山下（壽）委員などからもいろいろ御要望があった件でございますけれども、こちらにつきましては、合併時に廃止する。ただし、現在の給与決定分に係る事務は現行のとおり実施する。なお、当該補助金の廃止に伴う代替措置として新市においては雄勝町の高校生に対する通学バス運行補助を行う、と調整させていただきます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

土井議長 ただいまの報告について、何か御質問はございませんか。

（大橋委員 挙手）

土井議長 はい、河南町の大橋委員

大橋委員 114ページの番号131番、認定農業者連絡協議会の補助金なんですけれども、これは合併時に廃止するということなんです。まず廃止の理由と、それから新市になりましたら認定農業者連絡協議会のあり方といいますか運営の仕方ですね、その辺も協議されていればお答えをお願いします。

阿部農林分科会長 お答えいたします。

認定農業者連絡協議会なんですけども、補助金については合併時に廃止するという  
ことで決定しました。

それで、新市において新たに必要があれば全体として設置も考えて、現在その辺も  
協議中であります。

以上です。

(大橋委員 挙手)

土井議長 はい、大橋委員

大橋委員 新市になりましてどうするかというのは協議中であるということの中で、補  
助金だけは廃止するというのは、組織運営をどうするかまだ決定していないのに補助  
金だけ廃止するというのはいかなものかということと、それからこの認定農業者連  
絡協議会というのは民間の認定農業者がつくろうということをつくったわけではな  
いんですね。これは県の指導、県はもちろん国の指導なんですけど、そういった流れの  
中でやってきている組織なんですね。その辺で、県との摺り合わせの中で協議されて  
いる経過はあるのかどうか聞きたいと思います。

阿部農林分科会長 ただいま県の方とは協議中であります。

それで補助につきましては、事務局については別通帳を職員が持つということとはち  
よっとうまくないということなので、例えば会の運営につきましては一般会計の方で  
やれるものについてはやっていくということで、まだその辺、全体として石巻市認定  
農業者連絡協議会として立ち上げるかということは今協議中でありますので、御理解  
願いたいと思います。

土井議長 よろしいですか。

大橋委員 はい。

(若山委員 挙手)

土井議長 はい、若山委員。

若山委員 会の助成、補助ということでございますけれども、保護司会ですね。不幸に  
して犯罪を犯した方々の更生を図るということで保護司会あるわけでございますが、  
その保護司会に対しての助成とか補助というのは前に報告いただいたかどうか、お聞  
かせいただきます。

阿部保健福祉専門部会長 現在、保護司会については法務局等とも協議中ございまし

て、補助金については、今詳しいことはちょっと申し上げられませんので、次回の場で保護司会の補助について御説明いたしたいと思います。

土井議長 よろしいですか。

若山委員 次回お願いしたいと思いますが、保護司会も桃生地区と石巻地区と分かれているんですが、それを新市なった場合、1つの方向ということで今協議進めてるようでございます。

それで、結構保護司の人数も多いので庶務、事務の方も新市の方でなんとかという話も出ておりますので、その点につきましてもひとつ次回まで検討していただければありがたいと思いますが、お願いします。

鈴木調整担当次長 まず、先程御質問第1点ありました保護司会の補助なんでありますけれども、こちら本日出てないのは、前に協議会で御審議いただいた調整内容が、現行のとおり補助金については実施すると、新市において調整するという内容で既に御確認は頂戴しているということで、今回は保護司会関係の補助金は出ておりません。

それから保護司会、確かに桃生牡鹿保護司会と石巻保護司会が現在あるということで、こちら法務省関係の所管の団体になっているんですけれども、先日も法務局関係の事務所が音頭をとりまして会合を持って、今後どのようにやっていくかという議論をしたと、協議をしたというお話は頂戴しております。

それから、ただいいただいた要望につきましては、それを踏まえまして次回整理させて御回答させていただきたいと思います。

土井議長 よろしいですか。

若山委員 分かりました。

土井議長 次回に報告をします。

そのほか、何かございませんか。

( 齋藤(賢)委員 挙手 )

土井議長 はい、齋藤(賢)委員。

齋藤(賢)委員 この農林水産分野なんですけど、この調整方針を見ますと、新市において調整するというので、各調整方針出されているわけなんですけど、この農林分野また水産分野、本当に新市においては産業振興において大事な分野であると私は考えているわけなんですけど、その中で新市において調整する場合、前向きな姿勢でぜひ調整をしていただきたいと思いますということで、要望させていただきます。

土井議長 はい、分かりました。

そのほか、何かございませんか。

よろしいですね。

それでは、若山委員のものも次は報告ということでさせていただきますが、ここまで19号まで確認をしていただいたということでよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、先程お願いしたとおり、会議の冒頭で御了解をいただいておりますが、調整結果報告事項の審議につきましてはただいま審議が終了した第19号をもって打ち切り、第20号から第37号は次回の協議会で行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

平塚委員 継続が1つあります。

土井議長 継続というのが1つありました。ごめんなさい。地域まちづくり委員会の件ですね、すみませんでした。

それでは、そのようにさせていただきます。

ありがとうございました。

### (3) 協議事項

- ・協議第71号 石巻地域合併協議会の解散について

土井議長 それでは調整結果報告はここまでとし、次第(3)の協議事項に入ります。

協議第71号 石巻地域合併協議会の解散についてを議題といたします。

事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、本体資料の237ページをお開き願います。

237ページに、協議第71号 石巻地域合併協議会の解散についてということで御提案申し上げるものでございます。内容につきましては237ページの箱の中に、項目3つに分けて記載してございます。まず1つ目が、合併の協議が終了することから、解散の期日につきましては平成17年3月31日とする。大きな2つ目につきましては、会計の処理についての記述でございます。(1)といたしましては、解散の日をもって打ち切ることと、会長が決算し、監査委員の監査を受けるものと。それから、(2)で決算・監査の報告につきましては、速やかに報告書を作成して、各委員に通知する、というものでございます。この内容につきましては、事実上31日解散ということでございますが、3月29日頃に事実上の事務局の活動も停止いたしまして、残

務整理を行ったのちに監査を受け、規約の廃止、そして解散という段取りで今現在考えてございます。それから、大きな3つ目では、協議会におきましては備品等の財産がございまして、それから、打ち切り決算の場合、支払がどうしても4月にならないと請求がこないものがあるかと思っておりますので、それにつきまして、それから県の補助金等の事務の手続き、これらにつきましては新たに設置します市にすべて引き継ぐという内容のものでございます。これを本日御協議いただきたいと思っております。

それから、資料といたしまして238ページには、これは各構成市町で当協議会の解散につきましては議会に議案を提案して議決をいただくこととなりますので、238ページにつきましてはその議案の見本でございます。

それから239ページにつきましては、これも手続きでございまして、各構成市町の議決をいただいたのちに、1市6町の首長の方々にこの廃止に関する協議書の取り交わしをいたしまして、これを告示をするという手続きになります。

解散につきましては以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

土井議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見はございませんか。

(「了解」という声あり)

土井議長 了解ということでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、協議第71号 石巻地域合併協議会の解散につきましては原案のとおり決定することとし、これにより事務手続きを進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で決定することになりました。

(4) その他

・今後の石巻合併協議会の日程(案)について

土井議長 次に、議事の(4)その他に移ります。

はじめに、今後の協議会の日程についてを事務局から説明させます。

植松総務担当次長 それでは、今後の協議会日程ということで、資料の一番うしろの方、240ページをお開きいただきたいと思っております。

ここに3回の協議会の予定が記載してございます。今まで決まっていたのは2月24日、

木曜日、これは当初から事業計画で決まっておりましたが、冒頭会長のお話にもありましたように、その前の2月10日、木曜日、午前に第26回協議会を開催すると。従いまして、2月24日が第27回になりまして、最後の協議会につきましては3月14日の月曜日ということで予定したいと思っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上でございます。

土井議長 次回以降の協議会の日程については、ただまの説明のとおりとしてよろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

## 6. その他

土井議長 最後に、次第に載っておりませんが、私の方から皆様方に報告をさせていただきます。

去る1月13日に首長会議を開催し、新市の市長職務執行者について協議を行い、全会一致で桃生牡鹿地方町村会会長でございます山下雄勝町長をお願いすることとなりました。

なお、正式な手続きといたしましては、1市6町の首長による協議書を取り交わし、次回の協議会に改めて報告事項として御提案申し上げたいと思っております。そしてなお、そのときに山下町長から協議会で正式に挨拶をいただくということの手順でよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、そのようにさせていただきます。

これで、本日予定いたしました議事はすべて終了となりますが、委員の皆様方から何かございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 他にないようですので、これで本日の議事を終わらせていただきますが、事務局から連絡事項がありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

司会 事務局からの連絡事項でございますが、ただいま次回2月10日開催というふうなことでお決めいただきました。それで、新たな資料の準備はいたしますが、基本的には本日の資料を使って次回も進めさせていただきますので、忘れずにお持ちいただき

たいと思います。

よろしくお願いいたします。

## 7. 閉会

司会 以上をもちまして本日の日程の一切を終了いたしましたので、第25回石巻地域合併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成17年 2月10日

石巻地域合併協議会

署名委員 武 山 吉 夫

署名委員 生 出 太一郎